

家庭ごみ有料化の実施方針（案）に関する意見交換会（市主催）

1. 意見交換会の概要

- (1) 意見交換会の内容 家庭ごみ有料化の実施方針（案）
- (2) 開催期間 平成28年9月24日（土）から10月5日（水）まで
- (3) 開催回数 全14回
- (4) 開催会場及び参加者数

	日時	会場	参加者数
1	9月24日(土) 10:00～	北市民プラザ	35名
2	9月24日(土) 14:00～	南区公会堂	19名
3	9月24日(土) 18:00～	谷保東集会所	14名
4	9月25日(日) 10:00～	青柳福祉センター	14名
5	9月25日(日) 14:00～	国立市役所	14名
6	9月25日(日) 18:00～	西福祉館	11名
7	9月26日(月) 19:00～	下谷保地域防災センター	5名
8	9月28日(木) 14:00～	東福祉館	23名
9	9月30日(金) 19:00～	中平地域防災センター	12名
10	10月2日(日) 10:00～	南市民プラザ	17名
11	10月2日(日) 14:00～	公民館	17名
12	10月2日(日) 18:00～	北福祉館	18名
13	10月3日(月) 19:00～	矢川集会所	10名
14	10月5日(水) 14:00～	坂下集会所	26名
	計14会場		235名

2. 意見交換会でいただいた意見等

(1) いただいた意見等の分類等

分類等	計
ア. 分別排出周知の充実を求める意見（分別排出周知）	49
イ. 家庭ごみ有料化の実施決定の手続きについての意見、疑問等（決定手続き）	8
ウ. 手数料の福祉的減免措置についての意見（福祉的減免）	7
エ. 有料ごみ袋（容量、販売方法等）についての意見、疑問等（有料袋について）	7
オ. 対象品目についての意見、疑問等（対象品目）	7
カ. 手数料免除品目（紙おむつ、ボランティアごみ）についての意見、疑問等（紙おむつ・ボランティアごみ等）	6
キ. 不法投棄・不適正排出増加への懸念、対策についての意見、疑問等（不法投棄等）	5
ク. 戸別収集にするべきとの意見（戸別収集）	5
ケ. 税金の二重取りであるという意見（税二重取り）	5
コ. 収集方法についての意見、疑問等（収集方法）	5
サ. 歳入及び財政に関する意見（歳入・財政）	4
シ. 家庭ごみ有料化による経済的負担増への懸念、（経済的負担増）	4
ス. 事業者への指導、働きかけ（回収品目拡大、ごみ減量・分別資源化等）を求める意見、疑問等（事業者指導）	3
セ. 家庭ごみ有料化の目的・効果への意見、疑問等（目的・効果）	3
ソ. 手数料収入の使途についての疑問（収入の使徒）	3
タ. 有料ごみ袋の取扱店の拡大についての意見（販売店拡大）	3
チ. 施策の提案（施策提案）	3
ツ. 庭木や街路樹等の枝・葉・草等の収集についての意見、疑問等（枝・葉・草）	2
テ. 家庭ごみ有料化の実施の前にやることがあるとの意見（有料化前にやること）	2
ト. 資料内容に関する意見、疑問等（資料内容）	2
ナ. 意見交換会に関する意見（意見交換会）	2
ニ. 生ごみ減量施策（ミニ・キエーロ）を推進していくべきとの意見（ミニ・キエーロ）	2
ヌ. 負担の公平性について（負担の公平性）	2
ネ. 23区は無料であるとの意見（23区無料）	2
ノ. 持去りについて（持去り）	2
ハ. 集積所のカラス被害等の対応についての意見、疑問等（カラス対策）	1
ヒ. 広報の方法についての意見、疑問等（広報の方法）	1
フ. 有料ごみ袋の料金水準が高いとの意見（料金水準高い）	1
ヘ. 環境問題について（環境問題）	1
ホ. ごみ処理の現状についての質問（処理の現状）	1
マ. 今まで有料化しなかった理由について（有料化しなかった理由）	1
ミ. その他（その他）	4

※同一の方の発言で同趣旨の場合は1件としています。

(2) いただいた意見等の内容

①北市民プラザ

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	市としては家庭ごみの有料化を平成29年9月から実施することだが、市議会で可決していないことを市報等で公表しているというについて、丁寧に説明してほしい。	平成13年10月の東京都市長会の合意で、平成15年度を目途に多摩地域全市で有料化に取り組んでいくこととなった。市ではその後、平成18年度に策定した基本計画の他、様々な形で家庭ごみを有料化するというをお示してきた。市民の合意形成その他の状況により、実際にいつ実施するのかということについて決断できずにここまでできてしまったが、ここでようやく市として平成29年9月に実施するというを決断したので、市の強い意志をお示しさせていただいた。本年12月の国立市議会第4回定例会に条例改正案を提案させていただくが、ご指摘のとおり、そこで否決されれば白紙に戻ることになる。市報の表現についてご批判をいただくこともあったが、意見交換会には各地域で多くの方にご参加いただいたことから、実施に向けた市の強い意志が伝わったと考えている。市議会で可決されていないことについて「実施します」と表現させていただいたことに対するご批判はお受けするが、市の強い意志をお伝えしたかったということをご理解いただきたい。	イ. 決定手続き
2	自宅が国分寺市との境にあり、集積所にごみを投げ込まれることがある。不法投棄や不適正排出の抑制につながるので、家庭ごみの有料化について賛成である。	市としても不法投棄や不適正排出の防止に努めていく。	キ. 不法投棄
3	有料ごみ処理袋に、どのようなごみを入れるのかを具体的に表示してほしい。	分別区分が変更となることもあるので、ごみの分別については分かりやすく周知していきたいと考えている。有料ごみ処理袋の表示については、製造費等も含め検討させていただく。	ア. 分別排出周知
4	無料のごみは、これまでどおりのごみ袋で出してよいか。	無料のごみについては、これまでどおり透明または半透明の袋で出していただくことになる。	ア. 分別排出周知
5	発泡スチロールはどのような分別になるのか。また、大きくて袋に入らないものはどのように出せばよいか。	発泡スチロールは、容器包装プラスチックとなる。材質が柔らかいので、大きいものについては割って袋に入れて出してほしい。	ア. 分別排出周知
6	手数料の減免を受けるにあたり、対象者はどのような手続きが必要となるのか。	事前に市報等でお知らせし、集中受付期間を設けさせていただく。現時点では、職員体制等から、市役所での受付と郵送での受付と考えている。対象者は、該当要件を証明できる書類とあわせて申請書を提出していただくこととなる。	ウ. 福祉的減免
7	不法投棄・不適正排出について、現在でも自治会として日常的にごみ出しのルールを守るよう働きかけているが、今後も市と連携協力しながらやっていきたいと考えている。対策として、警告看板の設置、パトロールの強化、通報制度、監視カメラの設置等が挙げられているが、実際には、誰がどのように行うのか、市の考えを聞きたい。	実施方針(案)では、他市の事例等を挙げさせていただいた。今後、不法投棄対策の強化、持ち去り対策等のため、市の地域担当職員で対応していくよう考えている。実際には人的対応が必要になっていくので、ごみ減量課としては地域担当職員を強化していきたいと考えている。監視カメラについては、現状、国立市では市民を監視するということについてなかなか理解が得られていない状況なので、市が設置するというについてはハードルが高いと考えている。	キ. 不法投棄
8	可燃ごみと不燃ごみを同じ袋にすることだが、一緒に出していいのかと、混ぜて出されてしまうことも考えられる。不法投棄対策等のためにも、袋を分けた方がよいのではないか。	市としても迷ったところであった。他市では、同じ袋の市も分けている市もあるが、案の段階では、経費面から同じ袋とさせていただいた。ご指摘のとおり、高齢者の方等の混乱を避けるため、袋を分けた方がよいとの考え方も理解できるため、十分検討させていただく。	エ. 有料袋について
9	紙おむつ等の説明に「感染性」との記載があるが、実際には感染性のものとして下血・下痢便等様々なものが考えられるが、市としてはどのように考えているか。	判断の難しい問題である。市としては血液による感染性のあるものを想定している。例えば注射針は感染性のものである。絆創膏に少し血がついている程度のものであればそうではないが、ガーゼ等に大量に血がついているものは感染性のものであると考えている。実際に収集する作業員は見れば判断できるが、プライバシーの関係もあるので 地域担当職員が個別に丁寧な説明がで	カ. 紙おむつ・ボランティアごみ等

		きるようになるとよいと考えている。	
10	手数料の減免対象者は何人くらいになると想定しているか。	それぞれの基準ごとに足し上げると該当者は3,500人程であるが、制度を併給されている方も想定されるので、1,500人から2,000人程ではないかと考えている。個人情報の観点から市で事前に対象者を調べることが出来ないため、実際には申請を受けてみないと分からないのが実情である。	ウ. 福祉的減免
11	傘はどのように出せばよいか。	傘はこれまでどおり50cm以上のものも粗大ごみではなく不燃ごみの分別となる。袋からはみ出してもよいので有料ごみ処理袋で出していきたい。	ア. 分別排出 周知
12	容器包装プラスチックとして出せる基準はどのようなものか。	プラスチックでできている容器包装類が対象となる。汚れていると資源にならないので、軽く水で洗って乾かして出していきたい。水で落ちない汚れがついているものは可燃ごみとして出していきたい。なお容器包装プラスチックを有料対象とすることにより、廃棄物の処理責任をできる限り生産者側に負わせるため、販売店に置いてくる、返すといった消費行動につながることを期待している。	ア. 分別排出 周知
13	同じ団地にスペイン語しか話せない方がおり、分別について説明するのが大変である。ごみの出し方が変わることについて、全ての言語での対応は難しいと思うが、できる限り様々な言語で分別表を作って対応してほしい。	現状で対応している言語については対応していく予定である。それ以外の言語についてもできる限り対応させていただくよう検討していきたい。	ア. 分別排出 周知
14	戸別収集について柔軟に対応することだが、どのようにすれば戸別収集に対応していただけるのか。	集積所については個別に事情が異なってくるので、地域担当職員が実情を確認した上で対応させていただく。	ク. 戸別収集

②南区公会堂

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	自分の住む団地ではこれまでビン・カン・ペットボトルをかごで出しているが、今後は袋で出すことになるのか。	ビン・カン・ペットボトルをかごで出しているところはこれまでどおりかごで出していきたい。	ア. 分別排出 周知
2	自分は30世帯程で1か所の集積所に出しているが、ビン・カン・ペットボトルはかごで出した方がよいのか。	収集や処理の効率性からはかごの方がありがたい。かごを設置できるかどうかは集積所ごとに異なるので、実情に合わせて対応させていただく。	ア. 分別排出 周知
3	戸別収集について柔軟に対応することだが、戸別であれば戸別ということで統一した方が分かりやすいのではないのか。	これまでの意見交換会等でも戸別収集に対するご要望を承っている。一方で、良好に保たれている集積所もあり、画一的に戸別収集とすることも難しいため、集積所の実情に合わせて対応させていただきたい。	ク. 戸別収集
4	せん定枝等の出し方について説明してほしい。	事前申込みにより水曜日に戸別収集しているものはこれまでどおり無料で収集し、資源化とする。また、可燃ごみの日に出すものも透明・半透明の袋に入れて出していきたい、無料で収集するが、可燃ごみとあわせての収集となるので、焼却処理となる。	ア. 分別排出 周知
5	自分が出している集積所に、前日の夜のうちにゴミを出す人がいるので、市で指導してほしい。	市では当日の朝8時30分まで出すよう周知しているが、集積所ごとの案件については地域担当職員が個別に対応させていただく。	キ. 不法投棄等
6	ボランティアごみは市で決められた袋で出さなければならないのか。	市でもボランティア清掃用の袋を配布しているが、自分でご用意いただいた袋で出していきたい構わない。	ア. 分別排出 周知
7	分別が変わるので、改めて分かりやすい分別表を作ってほしい。	分別や収集頻度が変わることになるので、カレンダーを作成し、全戸配布させていただく予定なので、その中に掲載する形で対応する予定である。	ア. 分別排出 周知
8	紙ごみの出し方に変更はあるか。	紙ごみについては、収集頻度は変わるが分別はこれまでどおりなので、可燃ごみに多く含まれていることから、分別をお願いしたい。集団回収についても引き続きご協力いただきたい。	ア. 分別排出 周知
9	生ごみを家庭で処理できるミニ・キエーロについて普及させてほしい。	ミニ・キエーロについては、現在行っているモニター事業と販売事業をより推進していきたい。	ニ. ミニ・キエーロ

		いと考えている。	
10	手数料の減免を受けるにはどのような手続きが必要となるのか	市報等で事前に周知させていただき、年1回の集中受付期間を設けるほか、転入者等についても随時受け付けさせていただく予定である。個人情報との関係から事前に対象者を特定することはできないが、それぞれの該当要件を所管する担当部署の窓口でも周知させていただく予定である。	ウ. 福祉的減免措置

③谷保東集会所

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	減免対象のものはどのように出せばよいか。	透明・半透明のビニール袋で出していただく。	ア. 分別排出 周知
2	レシートや感熱紙は資源ごみでないとされた。	レシートや感熱紙は可燃ごみとして出していただく。	ア. 分別排出 周知
3	有料袋は市役所に行かないと買えないのか。	現在の事業系ごみ袋・粗大ごみ処理券取扱店を中心に、さらに販売店を増やしていきたい。	エ. 有料袋について
4	この辺り（字下之下）では甲州街道まで上がらないと粗大ごみ処理券を売ってない。近くのコンビニエンスストア（ミニストップ）でも販売してほしい。	ご意見として承る。	タ. 販売店拡大
5	この辺り（字下之下）は府中市境だが、有料袋の販売は市内の店舗限定なのか。	市境では近隣市のコンビニエンスストア等にも有料袋の販売をお願いする予定である。また混乱を防ぐために他市とは違う色の袋を用意したい。	タ. 販売店拡大
6	市境のコンビニエンスストアはスペースの問題などがあるため、複数市の袋は置きたがらないと思う。したがって市内よりも市境店舗の方を早急に交渉し、販売店を確保すべきだ。また販売店拡大についてコンビニエンスストアを中心に考えているようだが、他の販売方法も模索すべきである。	ご意見として承る。	タ. 販売店拡大
7	「スプレー缶」について。殺虫剤や消臭剤、ヘアスプレーなどもすべて「危険物」となるのか。	ごみ収集車の中で圧縮すると爆発する恐れがあるため、区分を「危険物」に変更する。	ア. 分別排出 周知
8	傘も有料袋に入れるのか。袋からはみ出してしまうが。	傘も有料袋に入れて出していただく。はみ出しても構わない。	ア. 分別排出 周知
9	マヨネーズの容器などはどのように出せばよいか。	「容器包装プラスチック」に該当するものうち、さっと洗って綺麗になったものは「容器包装プラスチック」として、汚れが残っていれば「可燃ごみ」として出していただく。水も貴重な資源であるため、念入りに洗わなければ汚れが落ちないようなものは「可燃ごみ」として出してほしい。	ア. 分別排出 周知
10	近所のバス停を清掃しているが、集めたごみは有料となるのか。	ボランティアで収集していただいたごみは無料で収集する。ボランティアごみについては、市で専用のごみ袋を用意しているが、それを用いなくとも通常の透明・半透明のごみ袋に、ボランティアごみであることを明記してもらえば収集するように考えている。また、落葉、せん定枝も、市内の緑化にご協力いただいているという観点から、無料とする。	カ. 紙おむつ・ボランティアごみ等
11	戸別収集のお願いは受け付けてくれるのか。また対応の時期は。	戸別収集が可能となるのは有料化が開始する平成29年9月以降である。また12月議会にて家庭ごみ有料化について条例提案することとなるが、そこで承認が得られれば、それ以降対応していくこととなると思う。	ク. 戸別収集
12	議会にて有料化が承認されるにしろ否決されるにしろ、市民に対する説明は再度行うのか。	家庭ごみ有料化が決定した後は、ごみの分別や収集頻度等についての説明を行っていく。	ナ. 意見交換会

④青柳福祉センター

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	お弁当の空容器の分別は容器包装プラスチックとなり、汚れている場合は可燃ごみとあるが、どの程度汚れているものが可燃ごみとして捨てるべきなのか。	水ですすいだ容器を触って、油等によりぬめりを感じる程度のは可燃ごみとして出してもらいたい。洗剤と水を大量に使ってまで洗うと、別の環境負荷が掛かるので、このような対応をお願いしたいと考えている。	ア. 分別排出 周知

2	新聞の中に入っている広告は、そのまま新聞として資源ごみの日に出して良いのか。	そのまま新聞と一緒に出してもらって構わない。新聞については、市による収集以外にも、集団回収や新聞業者による回収も行われているので、それらを活用いただきたい。	ア. 分別排出 周知
3	ビン、カン、ペットボトルの収集頻度が2週間に1回なのは少ないと思うが、その点についてはどう考えているのか。	ビン、カン、ペットボトルの収集頻度を少なくしたのは、収集頻度を減らすことにより、販売店舗での回収を推進させたいという意図があるためである。ごみは販売店舗で回収するというEPR（拡大生産者責任）を推進していきたいと考えている。	コ. 収集方法
4	スチール缶とアルミ缶は分けなくて良いのか。	スチール缶とアルミ缶は分けずに捨てていただいて構わない。国立市では、収集された缶の中から、磁石でスチール缶を選別できる機械があるため、一緒に構わない。	ア. 分別排出 周知

⑤国立市役所

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	実施方針（案）の中で市が収集しないものとして、ガレキ、石、砂、土等が記載されているが、地震発災後のがれきごみとしても収集されないのか。	地震発災に伴うがれきごみは災害復旧対策とし、今回の意見交換会は、日常生活する中で発生する家庭ごみと捉えていただきたい。	ミ. その他
2	ごみ袋の料金設定について、有料袋は10あたり2円としているが高い地域に準じた料金設定とした根拠を教えてください。	ごみの有料化による減量効果は、ごみ袋手数料に比例し効果があるとされ、国立市の制度設計については、多摩地域でも高い地域に準じた設定とさせていただいており、ごみ処理事業費の概ね20%～25%の範囲内の料金設定としている。	フ. 料金水準 高い
3	ごみ有料袋の売り上げの用途について教えてください。	ごみ有料袋の売り上げから、ごみ有料袋の取扱店販売手数料及び有料袋の製造費等の経費を差し引いた純益分は、ごみ処理事業費に特定した財源として取り扱いさせていただく。	ソ. 収入の用途
4	ごみの有料化は、財政的な視点に伴って行うものなのか。	財政の健全化を目的とした財政改革審議会ではごみ処理事業費の財政負担の低減のため、有料化を提言いただいたところであるが、環境担当部局のごみ減量課としては「環境負荷の低減」に向けた取り組みである。	セ. 目的・効果
5	国立市のごみ量は多い方から4番目とされているが、ごみ量を平成5年から遡って見ると、有料化されなくても減量されている。	ご指摘のとおり平成5年から平成22年度までは、市民の減量努力により、ごみの排出量は減っている。この努力が有料化をせずに経過してきた一因であろうと感じている。	ミ. その他
6	家庭ごみの有料化を行う前に、ごみの減量策を市民に啓蒙・啓発していくことが大事である。有料化することでごみを減量するのではなく、市民と市の努力によってごみを減量する国立らしい施策を進めてほしい。	有料化の経緯としては、平成13年の東京都市長会で、平成15年度を目途に多摩地域の各自治体が家庭ごみの有料化を実施するとの合意がなされ、国立市の基本計画等でもこれまでに家庭ごみ有料化の実施を示唆してきたが、具体的な実施時期や内容について決定されないままとなっていた。第9期のごみ問題審議会では、国立市に最適と考えられる家庭ごみ有料化の制度設計について答申をいただき、市ではこの内容や意見交換会での意見等を踏まえ、実施方針（案）として決定したという経過である。有料化に続く施策として、製造者が製造から処分まで責任を持つ拡大生産者責任の普及に向け、市として積極的に発信していきたいと考えている。	テ. 有料前に やること
7	家庭ごみの有料化は市民の意見を反映した上で決定するべきである。ごみ有料化の可否を市民に問うべきである。	過去の意識調査では賛否両論あったと理解している。	イ. 決定手続き
8	負担の公平性とあるが、市で収集されるごみの全てが有料化されるわけではなく、負担の公平性は担保されない。本来、税で行うべきであるごみ処理について、さらに市民が費用を負担しなければならなくなり、公平ではなくなるのではないかと。製造者が製造から処分まで責任を持つ拡大生産者責任の考え方は賛成であるが有料化からの出発ではなく、拡大生産者責任の推進こそがごみ減量の施策であると考えている。	総ごみ排出量や費用負担の公平性の観点からは、市が収集する全てのごみを有料化することも考えられるが、円滑な制度導入のためには、市民の負担感や受容性を考慮して有料化の対象品目を決定した。ビン、カン、ペットボトル等の資源物の収集頻度を減らすことにより、販売店での回収を推進させ、拡大生産者責任が推進されることを期待している。	ヌ. 負担の公平性

9	ごみ有料袋について、70歳以上の高齢者については無料とした方がよい。	環境負荷に係る責任は全市民が負うものと考えているが、家庭ごみ有料化の実施にあっては、社会的弱者にとって過度の負担とならないように、経済的な負担を考慮する必要があると考えている。	ウ. 福祉的減免
10	23区が家庭ごみを有料化していないのはなぜか。	他の自治体のことなので確かなことは分かりかねるが、多摩地域は埋立処分場の確保の課題があり、区部に比べごみの減量が急務であったことが一因と考えられる。また、多摩地域は区部に比較すると、行政として環境負荷の低減に関心が高いことの表れではないかと考えられる。	ネ. 23区無料
11	市では製造者が製造から処分まで責任を持つ拡大生産者責任の普及に向け、販売店に返せるものは返すことを推進しているが、コンビニ等の小売店ではゴミ箱を撤去するといった事象も進んでいる。	他市で実施していた「お返し作戦」は一店舗が協力をやめたら全店舗やめてしまったということもあるようだが、市では家庭ごみ有料化の併用施策として拡大生産者責任について継続的に発信していきたいと考えている。また、国立市だけで拡充するのは困難であり、都、国及び関係団体に要望していきたい。	ス. 事業者指導
12	家庭ごみの有料化について、市民の合意が得られていない中で決定された経過について説明してほしい。	経緯としては、平成13年の東京都市長会で、平成15年度を目途に多摩地域の各自治体が家庭ごみの有料化を実施するとの合意がなされ、国立市の基本計画等でもこれまでに家庭ごみ有料化の実施を示唆してきたが、具体的な実施時期や内容について決定されないままとなっていた。第9期のごみ問題審議会では、国立市に最適と考えられる家庭ごみ有料化の制度設計について答申をいただき、市ではこの内容や意見交換会での意見等を踏まえ、実施方針(案)として決定したという経過である。	イ. 決定手続き

⑥ 西福祉館

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	乾電池の種類が多いが、分別方法を教えてほしい。またペットボトルの分別方法は。	乾電池は、種類に関係なく、一袋に入れて有害ごみとして出して頂く。ペットボトルはキャップを外して軽く水ですすいで出して頂きたい。	ア. 分別排出周知
2	他の市区町村と分別収集方法を統一できないか。	各市区町村それぞれの事情があり、難しい問題と考えている。	ア. 分別排出周知
3	新聞・雑誌を縛るひもは紙ひもでなければならないか。雑紙その他のごみを入れる袋はどのような袋を使うべきか。	まとめて資源化できるので紙ひもが望ましいが、ビニールひもでもかまわない。紙袋は、市で配布しているものはあくまでサンプルであり、デパート、スーパー等の紙袋を使用いただいかまわない。	ア. 分別排出周知
4	ダンボールについているプラスチックはどのように分別すべきか。	分別できるものは分別して頂きたい。出来ない場合はごみの種類の割合で判断して頂くのが望ましいが、迷ったら不燃ごみで出して頂きたい。	ア. 分別排出周知
5	ごみのうち、事業系ごみが多いが、家庭ごみも一緒に見られて有料化するの納得できない。市民に意見を聞くと言っておきながら有料化開始を決めて市報に掲載してしまっているのは納得ができない。	事業系ごみはすでに有料化となっている。事業者側からは、公平性を考えると、今まで無料であった家庭ごみの有料化は当然であるとの見方もある。平成13年の東京都市長会で、平成15年度を目途に多摩地域の各自治体が家庭ごみの有料化を実施するとの合意がなされ、国立市の基本計画等でもこれまでに家庭ごみ有料化の実施を示唆してきたが、具体的な実施時期や内容について決定されないままとなっており、ここで正式に決定の決断が下されたとの経緯である。	イ. 決定手続き

⑦ 下谷保地域防災センター

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	プラスチックごみはリサイクルされているという認識でいいのか。	リサイクルされている。	ミ. その他
2	現在でも学生の方などは税金を払ってなくてもごみが回収されており、税金を払っている方との公平性はないと感じる。	現在は税金を使って処理していますが、本来はごみの量に応じてご負担して頂くべきものと考えています。	ヌ. 負担の公平性
3	歳入についてはどれくらい見込んでいるの	手数料に関しては1億5千万円程度としてお	サ. 歳入・財

	か。	り、清掃経費の2割程度と見込んでいます。	政
4	ペットボトルのラベルは外さなくていいのか。	ペットボトルは、ラベルは外さず、キャップを外して水で軽くすすいでいただきたい。ラベルを外した場合は容器包装プラスチックとして出していただけたい。またつぶした方が容量が減るので、できる範囲でお願いしたい。	ア. 分別排出 周知
5	スプレー缶はどのように出せばよいか。	収集の効率性、危険性を考え、爆発の可能性のあるスプレー缶は危険物とした。穴はあけないで中身を使い切って危険物の日に透明・半透明の袋で出していただけたい。	ア. 分別排出 周知
6	減免措置の件について、袋を社会的弱者へ無料交付するようだが、どれくらいを見込んでいるのか。	社会的弱者への考慮し枚数制限をして交付する予定であり、年間180枚分、数千円程度と試算している。	ウ. 福祉的減免
7	減免措置の件で、年間数千円程度も負担できないとは考えられないので、特別扱いしないで公平な負担としてほしい。	公平負担の原則からは一理あるので、ご意見として承る。	ウ. 福祉的減免
8	生活保護の方がパチンコに行ったりタクシーに乗っているのを見かけるので、公平な負担平等にしてほしい。	公平性の観点から特別扱いしないでほしいというご意見として承る。	ウ. 福祉的減免
9	ハンガーなどのプラスチックごみはどのように処理されているのか。	国立市では、環境センターにて手選別で種類ごとに分別して資源化しており、平成22年度から埋立をしていない。処理費用は確かにかかるが、全て資源化している。特に容器包装プラスチックに関してはかなりの処理費用がかかっている。	ア. 分別排出 周知
10	ごみを出すのに、ごみ袋を買って出すことに矛盾を感じる。	現状でも袋での収集であるが、有料の袋を買って出していただけるとについては確かに心苦しいと感じている。将来的には、袋をばら売ったり、レジ袋の代わりに指定袋を渡せたりできるようにできればいいと考えている。	エ. 有料袋について
11	基本的にスーパーで渡す袋でごみが出せるようにしてはどうか。	将来的にそうなるといいと考えている。	エ. 有料袋について
12	マイバッグを持参するとポイントが加算される店があることを紹介してはどうか。	商工会加盟店でマイバッグを持参するとポイントがつくので、ご利用いただきたい。	チ. 施策提案
13	どうしてもレジ袋がたまってしまいが、レジ袋は容器包装プラスチックの対象となるのか。	ごみで出す場合は容器包装プラスチックとなるが、レジ袋は、ビン・カン・ペットボトルを出す際に使用していただきたい。	ア. 分別排出 周知

⑧東福祉館

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	立川市、国分寺市では、容器包装プラスチックは資源であるため無料としているが、なぜ国立市は有料なのか。市民は納得していない。	分別の動機づけ、不適正排出の抑制、レジ袋削減等のために、可燃ごみ、不燃ごみの半額ではあるが有料の対象とするように考えている。	オ. 対象品目
2	大きい発砲スチロールやプリンター等は有料袋にどのように入れて出すのか。	発砲スチロールは割って出していただけたい。	ア. 分別排出 周知
3	立川市のように、市民の立場になって分別の仕方のパンフレットを作成していただきたい。	パンフレットの作成等についてはできる限り分かりやすいものを検討していく。	ア. 分別排出 周知
4	12月の議会に条例案を出すのではなく、もっと市民に検討ができ納得ができるよう説明会の時間帯等を考えることが必要ではないか。また、物はなるべく買わないようにとのことだが、国の方針は景気のためにもっと買えである。生産者側でごみが出ない方法を考えてもらわなくてはごみは減らない。「受益者負担の原則が適用されるべき種類の行政サービスなのに、ごみを減らしている市民が報われないという不公平が生じている」と言っているが、本当に受益者負担の行政サービスなのか。また、不公平だと言っている人が本当にいるのか教えてもらいたい。また、国立市のごみは国立市内で処理すべきである。	ご意見として承る。	チ. 施策提案
5	市民が分別しているにもかかわらず収集時にはまとめて収集されている。また、決められた分別を行っているにもかかわらずその効果が分からない。もっと、細かな分別方法の冊子がほしい。	分別に伴う効果がどのように出ているのか、また、分かりやすい分別の冊子を国立市でも作成し、地域に説明に何うよう努めていきたい。	ア. 分別排出 周知

6	家庭から出る可燃ごみの増減についてはどのようになっているか。具体的な状況を踏まえて分別方法を考えるべきではないか。	市としては、家庭からである可燃ごみ量はここ数年は横ばいだと見ている。	ト. 資料内容
7	家庭ごみの有料化は、税金の二重取りではないか。ちなみに、有料化になった場合は、売り上げはどの位と見込んでいるのか。	年間1億5千万円程度と見込んでいる。ごみの処理費としては12億円かかっている。有料化による収入は税金ではなくごみ処理に係る手数料にあたり、例えば水道料金などの公共料金と同じように、受益者負担の原則が適用されるべきものと考えている。	ケ. 税二重取り
8	有料化しなくても分別等によりごみ量は減っているのではないか。財政的なことは抜きにして、ごみを減らすのであれば、有料化にせず、さらに分別等努力すればごみは減るのではないか。	確かに有料化しなくてもごみは減っているが、一人一日当たりのごみの排出量は多摩地域で多い方から4番目ということも現実である。まだまだ減量、分別推進の余地があると考えて有料化を実施する方針を決定したところである。	テ. 有料化前にやること
9	23区と多摩地域のごみ収集に違いがあるのか。23区は無料なのか。	区部は一部事務組合としてまとめて収集している。そのため一つの区が単独で有料化を実施することが難しいのではないかと考えている。	ネ. 23区無料
10	条例は12月、実施は9月ということで期間が短いのではないか。子供がいる一般的な家庭ではどの位の費用負担になるのか。	世帯状況により異なるので一概にお答えすることは難しいが、実施方針(案)の中で、参考として、平均世帯人数で月520円程という試算を示させていただいている。	シ. 経済的負担増
11	有料化の実施にあたり、市民全体に周知徹底が必要になってくる。市はどのような体制で対応していくのか。	現在は2係で業務を行っている。組織改正という大きい枠組みの変更は難しいが、今後、係員の担当の役割分担を明確にして配置をしていきたい。	ア. 分別排出周知
12	容器包装プラスチックは発生源を絶たなければ減らない。市としては対策を行っているのか。有料化にすべきではないと思っている。前回の説明会の内容を精査されたことを説明してほしい。	容器包装プラスチックに関しては、買っているのではなく買わされているというご意見をいただいた。市では、国などへ要望書等を提出しており、今後も行っていく。市民の皆さまも、消費行動としてご協力をお願いしたい。前回の意見交換会でご意見を伺う中で、減免措置の対象や紙おむつ等として看護・介護等に伴うごみも無料とすることを決めた。また剪定枝に関しても、可燃ごみとしても無料とすること、不燃ごみも無料として分別を変えるものも考えている。	オ. 対象品目
13	容器包装プラスチックについては、資源であるので無料にすべきである。スーパー等に戻せばお店が容器包装プラスチックで山積みになるのではないか。	そのような状況になれば、生産者側が考えて社会が変わってくるということも見据えている。市としては、販売店に返すことを推奨していく。市は有料化を実施すれば終わりだとは考えておらず、生産者側がごみを減らすことを考えていかなくは、ごみは減らないと考えている。	オ. 対象品目

⑨ 中平地域防災センター

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	家庭ごみ有料化実施後は、ペットボトルのキャップはどのように出せばよいか。	これまでどおり、ペットボトル本体とは分けて、容器包装プラスチックとして出してもらうよう考えている。	ア. 分別排出周知
2	ビン・カン・ペットボトルの回収頻度が少ないと思うが、その点についてどう考えているのか。	ビン、カン、ペットボトルの回収頻度を少なくしたのは、回収頻度を減らすことにより、販売店舗での回収を推進していきたいという意図がある。販売店で回収することでEPR(拡大生産者責任)を推進していきたい。	コ. 収集方法
3	事業系ごみ袋は現在も有料だが、これから導入する家庭系有料ごみ袋と比べると料金が高いことについてどう考えているのか。	ごみの処分は、製造者が責任を取るべきだというEPR(拡大生産者責任)の考え方を推進していきたいと考えている。ごみ袋の料金を負担に感じてもらい、ごみが少なくなる製品設計をする流れを生み出したいと考えている。	ミ. その他
4	ビン・カン・ペットボトルの回収頻度に関しては、2週間に1回でも問題ないと思う。ただ、ごみ出しの方法を戸別収集にして欲しい。	集積所方式での管理が良好な場所もあるので、集積所ごとの状況に合わせて、戸別収集については柔軟に対応させていただく。	ク. 戸別収集
5	集積所方式を継続して、不適切なごみ出しが見られたらどう対応するのか。	まずはレッドカードを貼る等の指導を行い、不法投棄が頻繁に発生する集積所については、戸別収集を含め柔軟に対応させていただく。	キ. 不法投棄等
6	生ごみを出すとカラスに荒らされるので、カ	市役所の窓口で、リサイクル品のカラスネット	ハ. カラス対

	ラス対策について教えてほしい。	を無料配布しているので、まずはそれを活用していただきたい。	策
--	-----------------	-------------------------------	---

⑩南市民プラザ

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	フランスでは地球温暖化の防止に向けプラスチック容器の廃止及びコンビニ袋の廃止を決定した。自分が子供の頃は扇風機1台あれば涼を得る事ができたが今日に至ってはエアコンの室外機等の温熱効果によって外気温が上昇し温暖化が進んでいる。	国立市では、地球温暖化防止の施策として、ごみを減らす「リデュース」、再利用する「リユース」、資源の再利用「リサイクル」、修理して使い切る「リペア」、不必要なものをお店に返す「リターン」を推進し、循環型社会の構築を推進することで、温暖化を抑制していきたいと考えている。また、有料化の実施後は、家計にやさしいエコ生活やごみ減量につながる工夫などを住民の皆様と意見交換していきたいと考えている。	ハ. 環境問題
2	危険物の排出方法について、ライターやガラス類の割れ物等をそれぞれ別袋に包装し、集積所に出していたが、今後は危険物として同じ袋にだしてよいか。	危険物については、従来どおり種類ごとに分別し、中身が分かるように出していただきたい。	ア. 分別排出 周知
3	無料で収集する袋はレジ袋を使用してよいか。	無料収集袋は、従来どおり透明又は半透明の袋で種類ごとに分別し、中身が分かるように出していただきたい。	カ. 紙おむつ・ボランティアごみ等
4	枝・葉・草については無料で収集されるのか。	枝・葉・草については、申し込みにより水曜日の回収で戸別に収集させていただいているが、時期によっては、水曜日の収集で補えない家庭もあるので、今後は水曜日の資源化収集のほか、可燃ごみの収集日に有料ごみ袋とは分けて、透明又は半透明の袋で出して頂ければ無料で収集したいと考えている。	ツ. 枝・葉・草
5	有料袋は10あたり2円としているようだが、近い将来に値上げされることはあるか。	国立市の制度設計については、多摩地域で高い地域に準じた設定とさせていただいている。ごみの有料化による減量効果は、ごみ袋手数料に比例し効果があるとされ、相当の減量効果が期待できる場所であり、近い将来での値上げは考えていない。	シ. 経済的負担増
6	有料化の実施に際して、イラスト等が入った分別表を作る予定はあるか。	分別区分や収集日が変更となるので、ごみの分別については、全戸配布する予定のカレンダー等により、できる限り分かりやすく周知していきたいと考えている。	ア. 分別排出 周知
7	厨芥類は可燃ごみと同一の袋に入れて排出してよいか。	厨芥類は可燃ごみと同一の袋に入れて排出していただきたい。	ア. 分別排出 周知
8	油が入っていた容器包装プラスチックはどのように排出すればよいか。	汚れたプラスチック製品は資源化されないもので、軽くすすいで汚れが落ちないものは可燃ごみとして出していただきたい。	ア. 分別排出 周知
9	市民から排出されたプラスチック類等の資源物は国立市では有価で売却しているものだと思うが、これらの売却益を国立市のごみ処理経費に充当しても不足となるのか。又、今回の有料化は財政的な視点に立って行う施策なのか。	有料化の対象品目としては、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「容器包装プラスチック」としており、その他のごみは従来どおり無料とさせていただく。国立市が収集する資源ごみについて、売却できるものは、専門の業者に売却しているが、これによって収集から処理するまでのランニングコストの全てを賄えるものではない。例えば、新聞紙は10円/kg程度で売却しているが、全体のコストとしては25円/kg程度かかっており、差額を税で負担して資源化している。今後は有料化によって、不要なものを販売店に置いてくる、返すといった消費行動につなげ、EPR（拡大生産者責任）を推進していきたいと考えている。	サ. 歳入・財政
10	市民のごみの分別の徹底や技術革新により、多くのごみはリサイクルされ、その多くは有価で売却できるものとなっている。これらを踏まえ家庭ごみ有料化の是非や必要性について検討してはどうか。	ご意見として承る。	チ. 施策提案
11	可燃ごみ・不燃ごみを共通袋としているが、ごみの分別を徹底するのであれば、共通袋ではなく別々の色として欲しい。	ごみ問題審議会でも共通袋について答申をいただいたところであり、市としても判断に苦慮しているところである。ご指摘のとおり、収集時や高齢者の方の混乱を避けるため、袋を分けた方がよいとの考え方も理解できるため、十分検討	エ. 有料袋について

		討させていただく。	
--	--	-----------	--

①公民館

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	資料のごみ総量は、家庭ごみと事業系の合算か。	合算である。	ト. 資料内容
2	実施方針(案) 5 ページに負担の公平性とあるが、これまで税負担されていたものが有料化となると新たな負担となり不公平ではないか。税金の二重取りとなるのでその分は税金が減額されるべきではないか	有料化によるご負担はごみの処理にかかる手数料であり、税金の二重取りとは考えていないので、税金の減額は考えていない。	ケ. 税二重取り
3	家庭ごみ、事業ごみの推移から、何が原因でごみ量が増えているのか。多摩地域の他市がやっているからということで実施するのは荒っぽいのではないか。	家庭ごみはここ数年横ばいと見ている。事業ごみは他県の民間処理施設に搬入していたものが多摩川衛生組合に搬入されることになったため増加したという事情がある。	シ. 経済的負担増
4	ごみ集積所の管理について、散乱したごみは誰のごみか分からないので手が出しにくい。	市では有料化に伴い戸別収集への移行を考えていたが、意見交換会等の中で、地域のコミュニティを崩してまで戸別収集する必要はないとの意見もある中で、柔軟な対応とすることとした。戸別収集となると投げ込みはしにくく、集積所は投げ込まれやすいと思われるので、実情を踏まえて戸別収集について柔軟に対応していく。	キ. 不法投棄等
5	品目によって収集頻度が減るが、市の収集よりもスーパー等の店舗で回収してほしいと考えているのか。	リサイクルするには経費がかかる。例えば紙類は 10 円/kg で売却しているが、実際には 25 円/kg 程の経費がかかっている。集団回収、販売店回収が望ましいが、いきなり社会状況が変わるのは難しいので、消費者である皆さまが生産者に返すような消費行動をしていくことが拡大生産者責任の推進につながり、循環型社会を形成する一歩と考えている。	コ. 収集方法
6	庁議の記録の中で手数料収入による一般財源の余剰分の使い方について検討していくとあるが、これまで税金の二重取りではないとの説明があったこととの整合性はどうか。	手数料収入は 1 億 5 千万円程度と見込んでおり、有料化実施のための経費として、ごみ袋の作成等の経費がかかる。手数料収入なのでその差額の分については清掃事業に使用することとなる。余剰という表現については庁議記録を取り扱っている部署に確認させていただく。	ケ. 税二重取り
7	HP に意見交換会の意見を公表しないのはなぜか。	HP には前回の意見交換会をとりまとめて掲載している。	ヒ. 広報の方法
8	資源物持ち去り業者への対応はどのようになっているか。	9 月議会において持ち去り条例が可決され、平成 29 年 1 月 1 日に施行となる。この条例では罰則規定を盛り込んでおり、今後はこの条例に基づいて対応していく。	ノ. 持ち去り
9	スーパー等で容器包装類を捨てて来いというように聞こえるが、スーパー等ではごみ箱がない店もあるので、店舗側に市から働きかけてもらわないと困る。	以前消費者団体連絡会とスーパーに声をかけて懇談会を開催したが、参加した店は 1 店舗のみであった。自ら販売した物であれば責任を持って引き取ってほしいと考えているが、販売店からすると利益につながらない事はなかなか実施できない。市でも積極的に EPR の誘導につながる仕組みを進めていきたいと考えている。	ス. 事業者対策
10	市民任せではなく市としても事業者への働きかけをしてほしい。	市としても販売事業者に働きかけていくので、市民の皆さまも消費行動によるご協力をお願いしたい。	ス. 事業者対策
11	ごみは今後も税金で処理してほしい。減量効果が上がってくれば無料になるのか。	ごみの処理に係る費用は本来ごみ量に応じた受益者負担であるべきサービスであり、有料化によるご負担はごみの処理に係る手数料にあたるので、税の二重取りとは考えていない。家庭ごみの有料化は、将来世代に良好な住環境を引き継いでいくため、ごみ処理による環境負荷を低減していくことを目的として考えており、現時点では改めて無料とすることは考えていない。	ケ. 税二重取り
12	なぜこの時期に有料化なのか。	経緯としては、平成 13 年の東京都市長会で、平成 15 年度を目途に多摩地域の各自治体が家庭ごみの有料化を実施するとの合意がなされ、国立市の基本計画等でもこれまでに家庭ごみ有料化の実施を示唆してきたが、具体的な実施	イ. 決定手続き

		時期や内容について決定されないままとなっており、ここでやると平成 29 年 9 月に実施することを市として決定したということである。	
13	紙パンツなど、どうしても出るものはどうするのか。	紙おむつは高齢化社会となり今後も増えていくと思われるが、政策的に有料化の対象となじまないとの観点から、対象外の品目とする。	カ. 紙おむつ・ボランティアゴミ等
14	ごみ袋について、生活保護等減免対象世帯に年間 180 枚無料交付することとなっており、また 1ℓあたり 2 円との料金設定となっているが、今後の市況等の変化により値上げしないと言い切れるか。	将来的なことを言い切ることは難しいが、手数料水準は、市民の受容性、近隣市との均衡、手数料水準の 20%から 25%の範囲内といった観点から決定しており、原油価格等市況の影響により値上げすることは想定していない。	シ. 経済的負担増
15	収集頻度の変更については、誰がいつどこで決めたのか名前を出してほしい。	家庭ごみ有料化の制度設計については、第 9 期ごみ問題審議会からの答申を受け、市として実施方針の素案を策定し、今回案を策定したという経過である。今後意見交換会等でいただいた意見等を踏まえて方針を確定していく。実施方針については市長決裁であるので、最終決定の責任者は市長となる。	コ. 収集方法
16	容器包装プラスチックについて、多摩川衛生組合構成市では府中市だけが有料化しており狛江市、稲城市が有料化していないならば、統一してはどうか。	国立市では平成 12 年度に容器包装リサイクル法に基づいた資源化を始め、品質基準 A ランクを受けている。かねてより国立市はプラスチックを焼却しないで資源化してきた経緯があるが、他の 2 市は焼却している。こうした状況から統一した対応は難しいと考えている。	オ. 対象品目

⑫北福祉館

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	カセットテープは有料となるか。	カセットテープは「製品プラスチック」であり、不燃ごみとして有料袋で出してください。	オ. 対象品目
2	近所のスーパーのオリンピックでは、立川市、国分寺市、国立市の三種類の指定袋が置かれることになると思うが、混乱しないよう色を変えてほしい。また間違えて買ってしまった場合、スーパーで返金してもらえるのか。	指定袋の色については工夫させていただく。また返金については応じるよう店舗に申し入れていきたい。	エ. 有料袋について
3	紙類について、雨の日でも収集するとあったが、紙は雨に濡れても資源化できるのか。	紙類は水に濡れても資源化に問題ないので、雨天でも収集する。なお衣類は濡れると資源化できないため雨天時にご遠慮いただいていたが、今後収集頻度が少なくなるため、資源化はできず焼却することとなるが雨天時でも出されている分は収集させていただく。ただし、資源化の観点からできるだけ好天時にお願いしたい。	ア. 分別排出 周知
4	紙類について、雨が激しいと古紙回収袋が破けてしまうのではないか。	これまで雨天時に収集しているので問題ないが、あまり激しいときは、次回に出すなどご協力いただきたい。	ア. 分別排出 周知
5	長い蛍光灯が割れた場合は不燃ごみで出すのか。	1m未満の蛍光管は、割れていてもいなくても危険物となる。なお 1m以上のものは粗大ごみ扱いとなる。	ア. 分別排出 周知
6	肌着は衣類ではなく可燃ごみとして出すのか。また衣類はどのようにリサイクルしているのか。子供の名前が入ったものも衣類として出しているが、リサイクルの先によっては、そのようなものは可燃ごみで出すべきなのか。	収集した衣類は一旦問屋に引き渡し、その後様々なバイヤーに買い取ってもらう。買い取り先によって、そのまま古着として利用する場合や、別の繊維製品にリサイクルする場合もある。肌着類については衛生面から可燃ごみとして出していきたい。名前の入ったものについては各バイヤーの判断によって処理されるが、排出する方が気になるのであれば可燃ごみとして出していきたい。	ア. 分別排出 周知
7	綿の入った衣類や化繊のジャンパーなども衣類として出して良いのか。	衣類として出していただいて問題ない。	ア. 分別排出 周知
8	容器包装プラスチックのうち、汚れているものは可燃ごみとして出すとのことだが、そうすると面倒で洗わずに可燃ごみに出してしまう人が増えるのでは。	容器包装プラスチックは 1 リットルあたり 1 円、可燃ごみは 1 リットルあたり 2 円と異なる価格設定をしており、そのことが分別の動機づけとなるものと考えている。	ア. 分別排出 周知
9	「製品プラスチック」と「容器包装プラスチック」の違いを教えてください。	ボールペンや洗濯ばさみなど、それ自体を使う目的としている製品は「製品プラスチック」であり、対して本来購入したかった物に付随していた包装、容器等が「容器包装プラスチック」	ア. 分別排出 周知

		である。	
10	ポテトチップスの袋等は軽くすすいで出しているが、洗剤等が入っていた容器は洗わずに可燃ごみで出せばよいか。	一つの基準として、ポテトチップスの袋などは逆さにして軽くはたいて中身を出す程度でよい。またドレッシング容器等は軽くすすいで、ある程度落ちればよいが、べつとりと油が残るようであれば可燃ごみとして出してほしい。	ア. 分別排出 周知
11	容器包装プラスチックはかさばるので、袋にたくさん入るよう細かく刻んでも構わないか。	構わない。	ア. 分別排出 周知
12	現在の最終処分場は可燃ごみの焼却灰を埋め立てており平成 28 年あたりに満杯となってしまうと聞いていたが、現状はどうか。	最終処分場である日の出町の二ツ塚処分場は、設立当初は平成 26 年度に満杯となると言われていたが、平成 18 年度に焼却灰をセメントにするエコセメント事業が始まったため、埋め立てる余裕がまだある状態である。なお国立市では不燃ごみについても、環境センターにて手選別を行い資源化しており、平成 22 年度以降二ツ塚処分場への埋め立ては行っていない。	ホ. 処理の現 状
13	国立市がこれまで家庭ごみを有料化しなかった理由は何か。どのような反対意見があったのか。反対する意見が経済的な理由だとすれば、どのくらいの負担となるのか。	家庭ごみ有料化について市民の合意形成が成されているか等を総合的に勘案した上での市の判断として、決断に至らなかったということである。なお有料袋の売り上げについて類似市を基に試算すると、年間 1 億 5 千万円程となる。これを世帯数で割ると、世帯当たり月額約 390 円となった。また方針案では参考として平均世帯人数から月額 520 円との試算をお示しさせていただいている。	マ. 有料化し なかった理 由
14	市報にミニ・キエーロの説明会について載っていたが、仕事をしていると平日に行けないので、日曜日の開催なども検討してほしい。また市報に載るのが開催の直前過ぎて、仕事のシフトを合わせるができない。	ミニ・キエーロのモニター事業説明会については、今年度は平日と土日を交互に開催している。またミニ・キエーロの使い方が分かれば、販売もしているのでご検討いただきたい。なお、広報の時期については検討させていただく。	ニ. ミニ・キ エーロ
15	ごみの収集方法は、戸別収集についても柔軟に対応するとのことだが、そのことで揉め事が生じたときに、市としてはどのような対応を取るか。	有料化に伴う集積所や不法投棄等の問題に加えて、資源物持ち去り禁止条例を策定したことによるパトロールの強化など、今後はより地域に入っていく必要がある。よって地域に入っていく専門のセクションを作り、体制を強化したいと考えている。	ク. 戸別収集

⑬ 矢川集会所

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	ペットボトルのラベルは外した方が良いのか。	キャップは外し中味を水ですすいでラベルは外さず潰して出していきたい。	ア. 分別排出 周知
2	紙おむつは無料となっているが、スーパー等のビニール袋に入れて、「おむつ」と書くのか。	今まで通りビニール袋に入れていただき、出来れば「おむつ」と記載していただきたい。	カ. 紙おむ つ・ボラン ティアごみ等
3	公園のボランティア清掃ごみの出し方について説明してほしい。	公園のごみなので、公園担当と協議していきたいと考えているが、ボランティア清掃ごみなので、無料で収集する。	カ. 紙おむ つ・ボラン ティアごみ等
4	有料化するのには、他市に足並みをそろえるためなのか。またこの時期に行わなくてはいけない要因があるのか。また、102 円の設定の根拠は何か。有料化するのには賛成だが、いきなり市民に訴えるのは無理があるのではないか。言い方を上手く考えないと国立市が衰退するのではないか。	102 円の根拠については、市民の受容性の許容範囲で減量効果があると思われ、近隣市との整合性のある額ということである。家庭ごみの有料化はごみの減量効果をもたらす経済的な誘導策として有効であると考えている。市としては有料化が減量施策の到達点とは考えていない。将来的には、生産者側に処理責任を負わせる E P R (拡大生産者責任) の制度を推進していきたい。	セ. 目的・効 果
5	水曜日のせん定枝については、無料の範囲は量の規制があるのか。	今までどおり枝 5 束、葉 5 袋、草 5 袋のままであり、サイズについても同じである。また緑化推進の観点から、可燃ごみの日に出していただいても無料で収集する。	ツ. 枝・葉・ 草
6	市民に責任を負わせるのではなく事業者にもっと責任を追わせるべきである。また、有料化することで、税金でごみ処理の分まで支払っているのにさらに支払うのは二重取りでは	ご意見として伺います。	ケ. 税二重取 り

	ないか。他市が有料化しているから実施するのではなく、他の方法を国立市らしく市民ともしっかり考えるべきではないか。市民と行政で力を合わせ方法を考えるべきではないか。収集の頻度についても、有料化されてサービスの低下になるのではないかと感じる。		
7	実施方針（案）ということが、決定事項なのか。	12月議会で条例改正案を提案させていただき、可決されれば決定となる。	イ. 決定手続き
8	なぜ今有料化なのか理由を知りたい。他市へのバランスなのか、施設の関係なのか、財政面なのか。また、国立市が議会に提案して決議されるものであるはずだが、議会に提案する前になぜ市の職員が説明しているのか。また、有料化に伴って収集方法を変えることはサービスダウンではないか。	この意見交換会は、市長に替わって市長部局の職員が説明しているものである。有料化の目的は環境負荷の低減である。有料化、分別品目や収集頻度の変更によりごみの減量と分別資源化を推進し、ごみ処理による環境負荷を減らし、将来世代へ良好な住環境を引き継いでいきたい。また有料化をきっかけとしてライフスタイルの見直しにつながってほしいと考えている。	イ. 決定手続き
9	有料化による手数料収入の使い道について説明してほしい。	ごみ処理手数料なので、年間12億円程かかっているごみ処理費の一部に補てんされる。	ソ. 収入の用途
10	EPRについては、今後事業者側にもごみ減量について考え、負担してもらいたい目的なのか。分別品目や収集頻度の変更についても、サービスダウンではなく将来的にライフスタイルを少しずつ変えるという目的のための一つの手段と考えていいのか。また手数料収入を何に使うかについて興味があるので、ごみ処理費の一部に使用するのか改めて確認したい。	循環型社会の形成のため、企業側にも考えてもらう目的である。収集頻度の変更は確かにサービスダウンであるが、いきなりではなく少しずつライフスタイルを変えるための手段と考えている。入った手数料収入は、ごみ処理手数料であるため、ごみに関する事にしか使えない。例えば、現在普及させているミニ・キエーロの事業拡大などのために使用したいと考えている。	ソ. 収入の用途

⑭坂下集会所

	意見等の概要	その場での回答等	分類
1	有料化による手数料収入は、特別会計予算とするのか。またその用途はどのようになるのか。	一般会計予算として計上する。手数料収入はごみ処理費にあてられる。ごみ処理費用に充てられる歳入としては、一般廃棄物処理手数料、直接搬入処理手数料、収納廃棄物処理手数料などがある。	サ. 歳入・財政
2	新聞・雑誌・衣類は、雨の日に出していいのか。	紙類は雨の日に出してもよい。今後収集頻度の変更があるため、衣類も出して構わないが、資源化はできない。	ア. 分別排出周知
3	資源物持ち去り業者の対策は。	9月議会で持ち去り条例が可決され、1月1日に施行されるので、この条例に基づき警察等と連携を取りながら対応していく。	ノ. 持ち去り
4	有料ごみ袋は、国立ポイントを使って購入できるのか。	国立ポイント加盟店であれば可能である。	エ. 有料袋について
5	市のごみ総量は、事業系と家庭系のどちらが増加しているのか。家庭系が減少しているのであればなぜ家庭ごみを有料化するのか。	家庭系は横ばい、事業系は増加傾向にある。事業系ごみはすでに有料化されているが、職員が事業所を訪問して指導するなどの対応を行っている。家庭ごみの有料化については、平成13年度の市長会の合意以降、市として実施の意向を持っており、具体的な内容や時期が決められないままとなっていたが、ここで、平成29年9月に実施することを市として決定したということである。	イ. 決定手続き
6	有料化について市民から意見を聞く意見交換会のはずなのに、決定した後のごみの出し方の説明会になっている。到底話に従えない。市民の意見が反映されていない。	パブリックコメントのご意見の結果等についてはホームページで公開させていただいている。	ナ. 意見交換会
7	庁議の中で、手数料徴収の余剰分をどのように使うのかの話があったようだが、どうしたことなのか。	庁議の中での発言であり、何とも言えないところではあるが、余剰という表現については、ごみ減量課としては誤解を招く表現であると思う。	サ. 歳入・財政
8	容器包装プラスチックの量が増えていく中で、可燃ごみ、不燃ごみと金額の差があるのはどうしてか。	容器包装プラスチックは排出容量が大きく、また不適物の混入が多いため、収集や手選別等の負担が大きい。排出抑制とともに分別徹底を推進するため、可燃ごみ、不燃ごみと金額に差をつける形で有料化の対象とした。	オ. 対象品目
9	容器包装プラスチックは販売の段階で増えるので減らせない。なぜ市民に負担を強いるの	排出抑制の徹底、分別意識の向上のため、またレジ袋削減などの消費行動につなげていくた	オ. 対象品目

	か。	め、可燃ごみ、不燃ごみと金額に差をつけて有料の対象とした。	
10	家庭ごみ有料化によるごみ減量の目標はどのように考えているか。	有料化による減量目標は設定していない。国立市循環型推進基本計画の中で減量目標を設定している。	セ. 目標・効果
11	家庭ごみの収集は、事業者と同じ種類・回数・頻度で行っているのか。	事業系ごみのうち、日量 10 kg以上の事業者は許可業者に収集を依頼して排出している。10kg未満で市が収集している事業者は事業系有料ごみ処理袋を購入し、家庭系と同じ頻度・回数で収集している。	コ. 収集方法
12	印刷したコピー用紙はどのように分別すればよいか。	コピー用紙は資源ごみの紙類として出していただきたい。感熱紙・特殊加工等の紙は資源化できないので可燃ごみとして出していただきたい。	ア. 分別排出周知